

短期入所事業所に係る食事提供体制加算の取扱いについて【追加】

短期入所事業所に係る食事提供体制加算については、留意事項通知第二の2(7)において「1日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。」としている。この「隣接事業所等」は、同第二の2(7)において「同一敷地内における指定短期入所事業所、指定共同生活介護事業所、指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの」と定義されているが、具体的な取扱いについては、以下のとおりとなるので、該当する事業所は留意すること。

（「隣接事業所等」の定義）

Q 1 「隣接事業所等」には、単独型短期入所が併設されている通所事業所も含まれると解釈してよいか。

A 1 単独型短期入所が併設されている通所事業所も含まれる。

（通所事業所に併設されている単独型短期入所事業所における取扱い）

Q 2 次のような場合、食事提供体制加算の取扱いは 又は のどちらの取扱いとなるか。

<例>

通所の生活介護事業所等（A）に併設される単独型短期入所事業所（B）において、同一の厨房設備で調理した食事について、朝食を当該単独型短期入所事業所（B）で、昼食を併設する生活介護事業所等（A）で、夕食を当該単独型事業所（B）でそれぞれ提供した場合の食事提供体制加算の取扱い

生活介護事業所等（A）及び単独型短期入所事業所（B）それぞれで算定可能

生活介護事業所等（A）及び単独型短期入所事業所（B）いずれかで算定可能

A 2 の取扱いとなる。

（「隣接事業所等」の考え方）

Q 3 隣接していない場合であっても、一人の利用者に同一の厨房設備等で調理された食事を短期入所及び通所事業所で提供した場合、（2）と同様の取扱いとしてよいか。

A 3 「同一の厨房設備等」は「食事の提供に要する人員が同一」と解釈し、これに該当するのであれば、短期入所事業所若しくは隣接事業所等のいずれかでのみ算定すること。